

広尾町告示第19号

広尾町小規模事業者持続化補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

広尾町長 田 中 靖 章

(原本押印)

広尾町小規模事業者持続化補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（中小企業庁）（以下、国持続化補助金という）の交付を受けた広尾町内の小規模事業者等に対して、広尾町商工会を通じてその自己負担分の一部を補助することにより、地域の雇用や生産性向上と持続的発展の促進を図ることを目的とする。

2 広尾町小規模事業者持続化補助金交付事業の実施に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関して、広尾町補助金等交付規則（平成19年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、町税を完納している者とする。

- (1) 町内に事業所を有している小規模事業者等であつて、国持続化補助金の交付決定を受けて事業を実施し、当該年度中に補助金の受領が完了した小規模事業者等とする。
- (2) 事業者及びその従業員が、暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属していないこと。

(補助対象事業及び補助額)

第3条 この要綱において補助対象となる事業費は、当該年度において交付された国持続化補助金の補助対象経費のうちの自己負担額の1／2以内とする。

2 この要綱における補助金の額は、50万円を上限とする。

3 別表により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるもの

とする。

(補助金の申請)

第4条 規則第5条に規定する補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとして、申請者は広尾町商工会を通じて、町長に申請するものとする。

- (1) 決定を受けた国持続化補助金の申請に要した書類及び国決定通知の写し
- (2) 事業実施に係る領収書の写し及び施工等の事業完了が確認できる書類の写し
- (3) 国持続化補助金の受領が完了したことが確認できる書類の写し
- (4) 補助金交付の対象となる工事又は物件の写真
- (5) 町補助金の振込先が確認できる書類
- (6) 町が発行する過去1年間の納税証明書
- (7) その他参考となる書類

(補助金の承認と支給)

第5条 補助金の交付申請をする者は、前条各号に掲げる書類を添え広尾町小規模事業者持続化補助金交付申請書(様式第1号)により広尾町商工会を通じて町長に申請するものとする。

- 2 町長は、申請された事業計画書が適切であるか等を審査し、適切であると認める場合には、補助金の交付申請を承認するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付申請を承認したときは、広尾町商工会を通じて広尾町小規模事業者持続化補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、予算の範囲内において支給するものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取消し、又は補助金を既に交付している場合は期限を定めて、交付決定者に金銭による返還を広尾町商工会を通じて命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、広尾町商工会を通じて当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効期日)

- 2 この告示は、国持続化補助金の終了に限り、その効力を失う。

様式第 1 号

年 月 日

広尾町長 様

申請者 住所

名称

代表者（氏名）

印

広尾町小規模事業者持続化補助金交付申請書

広尾町小規模事業者持続化補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

<添付書類>

- 1 決定を受けた国持続化補助金の申請に要した書類及び国決定通知の写し
- 2 事業実施に係る領収書の写し及び施工等の事業完了が確認できる書類の写し
- 3 国持続化補助金の受領が完了したことが確認できる書類の写し
- 4 補助金交付の対象となる工事又は物件の写真
- 5 町補助金の振込先が確認できる書類
- 6 町が発行する過去 1 年間の納税証明書
- 7 その他参考となる書類

様式第 2 号

広尾町小規模事業者持続化補助金交付・不交付決定通知書

広尾町指令第産 号
年 月 日

様

広尾町長 印

年 月 日申請のあった広尾町小規模事業者持続化補助金交付申請について、
適当 ・ 不適当 であると決定しましたので通知します。

不適當の理由

補助金決定額 円

交付の条件

- (1) 補助金の目的外使用はしないこと。
- (2) 交付条件に違反したときは、補助金の決定取消し及び返還の命に応じること。